

八千代病院短時間通所リハビリテーション運営規程

平成 22 年 6 月 1 日制定

1. 目的

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

八千代病院が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業を適用範囲とする。

3. 部署

主管部署・管理部署は総合リハビリセンターとする。（一部、介護事業部を含む）

4. 本文

（事業の目的）

第1条 社会医療法人財団新和会が開設する八千代病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の事業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする

（運営の方針）

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業員は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ると共に、社会参加支援を行う。

2. 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の向上及び、自立支援を目指すものとする。

3. 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（名称および所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社会医療法人財団新和会 八千代病院
- (2) 所在地 愛知県安城市住吉町 2 丁目 2 番 7 号

（従業員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 医師

管理者は、医学的観点からリハビリテーション計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療法上必要な事項の指導、助言を行う。

八千代病院短時間通所リハビリテーション運営規程

平成 22 年 6 月 1 日制定

(2) 責任者 1 名 理学療法士

責任者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(3) 従業者

医師 1 名以上 病院業務と兼務

管理栄養士 1 名以上 病院業務と兼務

【1 単位目】

職種	勤務形態	員数	職務内容
理学療法士	非常勤専従	1 名以上	リハビリ業務
作業療法士	常勤専従	1 名	
言語聴覚士	非常勤兼務	1 名	

【2 単位目】

職種	勤務形態	員数	職務内容
理学療法士	非常勤専従	1 名以上	リハビリ業務
作業療法士	常勤専従	1 名	
言語聴覚士	非常勤兼務	1 名	

【3 単位目】

職種	勤務形態	員数	職務内容
理学療法士	非常勤専従	1 名以上	リハビリ業務
作業療法士	常勤専従	1 名	
言語聴覚士	非常勤兼務	1 名	

【4 単位目】

職種	勤務形態	員数	職務内容
理学療法士	非常勤専従	1 名以上	リハビリ業務
作業療法士	常勤専従	1 名	
言語聴覚士	非常勤兼務	1 名	

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日 5 月祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 25 分から午後 5 時
- (3) サービス提供時間 1 単位目 9:00~10:20 2 単位目 10:30~11:50
3 単位目 13:00~14:20 4 単位目 14:30~15:50

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- 1 単位につき 13 名 (1 時間以上 2 時間未満のみを提供)

八千代病院短時間通所リハビリテーション運営規程

平成 22 年 6 月 1 日制定

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料金等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の公示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬公示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 健康状態チェック
- (2) 機能訓練
- (3) 作業面接
- (4) 居宅生活への助言・指導

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、安城市、知立市、豊田市、岡崎市、刈谷市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の人の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備るため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(ハラスメントに関する事項)

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 介護現場におけるハラスメント対策マニュアルの策定
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

八千代病院短時間通所リハビリテーション運営規程

平成 22 年 6 月 1 日制定

(その他運営に関する留意事項)

第13条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人財団新和会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5. 改訂履歴

平成 31 年 4 月 1 日 全面改訂

令和 3 年 4 月 1 日 第 11 条、第 12 条 追加

令和 6 年 9 月 1 日 書式変更 第 4 条、第 7 条、第 11 条 一部変更